

## 「子ども・子育て支援新制度」に伴う社会福祉審議会 ・児童福祉専門分科会の部会の新設について

新制度の実施に伴う児童福祉法の改正により、地域型保育事業及び保育所の認可にあたり、児童福祉審議会の意見を聞く必要があることから、社会福祉審議会・児童福祉専門分科会に新たな部会を設置する。

### 1 部会の構成案について

#### (1) 部会名称

保育事業認可部会（仮称）

#### (2) 所掌事務

- ・児童福祉法第34条の15第4項に基づく、地域型保育事業の認可に関する事項
- ・児童福祉法第35条第6項に基づく、保育所の設置認可に関する事項

#### (3) 部会委員の構成

有識者（児童福祉関係）、弁護士、公認会計士等

### 2 部会の設置

平成26年9月に設置予定

### 【児童福祉法(一部改正後)】

#### 第34条の15

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、  
市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等（）を行うことができる。  
市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### 第35条

都道府県知事（指定市及び中核市）は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

家庭的保育事業等とは、児童福祉法における、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称。当該4事業は、子ども・子育て支援法では地域型保育事業と定義されている。

#### 平成27年4月施行

準備行為として、認可に関する手続等については、法施行前においても行うことができる」と國から示されている。